

厚生労働大臣の定める揭示事項

当院では、以下のとおり九州厚生局へ施設基準の届出を行っています。

(1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

電子的診療情報連携体制整備加算 3・外来・在宅ベースアップ料 (I)・急性期一般入院料 2・救急医療管理加算・診療録管理体制加算 2・医師事務作業補助体制加算 1 (20 対 1)・急性期看護補助体制加算 (25 対 1, 5 割以上)・看護補助者体制充実加算 2・重症者等療養環境特別加算・医療安全対策加算 1・医療安全対策地域連携加算 1・感染対策向上加算 1・指導強化加算・抗菌薬適正使用体制加算・身体的拘束最小化推進体制加算・地域支援・医薬品供給対応体制加算 1・地域包括ケア入院医療管理料 1・緩和ケア病棟入院料 1・入退院支援加算 1・データ提出加算 2・看護職員処遇改善評価料 55・入院ベースアップ評価料 103・身体的拘束最小化推進体制加算・地域支援・医薬品供給対応体制加算 1・認知症ケア加算 1・せん妄ハイリスク患者ケア加算・

(2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

・外来栄養食事指導料の注 2 に規定する基準・心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算・がん性疼痛緩和指導管理料・がん患者指導管理料・開放型病院共同指導料 (II)・がん治療連携計画策定料・連携充実加算・院内トリアージ実施体制加算・心不全再入院予防継続管理料 1 及び 2・こころの連携指導料

・薬剤管理指導料・医療機器安全管理料 1・別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の (1) に規定する在宅療養支援病院・在宅時医学総管理料及び施設入居時等医学総管理料・在宅がん医療総合診療料・婦人科特定疾患治療管理料・在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注 2・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 3 に規定する遠隔モニタリング加算・遺伝学的検査の注 1 に規定する施設基準・BRCA1/2 遺伝子検査

・HPV 核酸検出・検体検査管理加算 (I)・検体検査管理加算 (II)・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト・ヘッドアップティルト試験・神経学的検査

・CT 撮影及びMRI 撮影・外来化学療法加算 1・無菌製剤処理料・心大血管疾患リハビリテーション料 (I) 初期加算・脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) 初期加算・運動器リハビリテーション料 (I) 初期加算・呼吸器リハビリテーション料 (I) 初期加算・がん患者リハビリテーション料・ストーマ合併症加算・外来腫瘍化学療法診療料 1・心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算

・腹腔鏡下胃縮小術・腹腔鏡下肝切除術・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術・腹腔鏡下膵腫瘍摘出術・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術・胃瘻造設術・胃瘻造設時嚥下機能評価加算・腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術

・輸血管理料 II・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算・麻酔管理料 (I)・(内視鏡による) 食道縫合術 (穿孔、損傷)・内視鏡下胃・十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術・胃瘻閉鎖術・小腸瘻閉鎖術・結腸瘻閉鎖術

(3) 入院時食事療養/生活療養 (I)

(4) その他届出 酸素単価



厚生労働大臣の定める掲示事項

看護基準

当院は、以下の入院基本料の届出を行ってます。病棟ごとの看護要員の配置は、各病棟に掲示してあります。

3、4、5、6、7階：急性期一般入院料2

当病棟は、1日に34人以上の看護師が勤務しており、看護補助者は28人以上
時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護師1人当たりの受け持ち数は3人以内で、看護補助者も3人以内
- ・夕方17時～朝9時まで、看護師1人当たりの受け持ち数は22人以内

7階：地域包括ケア病床入院管理料1

当病棟は、1日に17人以上の看護師が勤務しており、看護補助者は7人以上
時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護師1人当たりの受け持ち数は4人以内で、看護補助者は6人以内
- ・夕方17時～朝9時まで、看護師1人当たりの受け持ち数は14人以内

8階：緩和ケア病棟入院料1

当病棟は、1日に14人以上の看護師が勤務しており、看護補助者は6人以上

- ・朝9時～夕方17時まで、看護師1人当たりの受け持ち数は4人以内で、看護補助者は5人以内
- ・夕方17時～朝9時まで、看護師1人当たりの受け持ち数は9人以内

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について
当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、
7日以内に文書によりお渡ししています。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしています。

D P C対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる「D P C対象病院」となっています。 ※医療機関別係数 1.3643

(基礎係数 1.0583+機能評価係数Ⅰ 0.2449+機能評価係数Ⅱ 0.0585+救急補正係数 0.0026)

明細書発行体制について

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点を ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

外来腫瘍化学療法診療料1について

当院では以下の対応を行っています

- ・専任の医師・看護師又は薬剤師が院内に常時1名以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されています。
- ・急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されています。
- ・実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価・承認する委員会を開催しています。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。



厚生労働大臣の定める揭示事項

当院は以下のとおり九州厚生局へ施設基準の届出を行っています。

入院時食事療養費（Ⅰ）特別管理

入院時食事療養費に関する特別管理により食事提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食後午後6時以降）適温で提供しています。

【70歳未満の方】

区 分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1食 550円
住民税非課税世帯	過去1年間の入院日数	90日以下	1食 270円
		91日以上	1食 220円

【70歳以上の方】

区 分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1食 550円
住民税非課税世帯 （低所得者Ⅱ）	過去1年間の入院日数	90日以下	1食 270円
		91日以上	1食 220円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ）			1食 130円



厚生労働大臣の定める揭示事項

特掲診療料の施設基準に該当する手術の実績件数について
 当院が令和 7 年の 1 年間に実施した手術名および手術件数は次のとおりです。

区分	手術名称	件数
区分 4	肝切除術	0
区分 4	子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）	7
区分 4	異所性妊娠手術（腹腔鏡によるもの）	7
区分 4	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） （腹腔鏡によるもの）	215
区分 4	腹腔鏡下胃切除術	0
区分 4	腹腔鏡下小腸切除術（その他のもの）	0
区分 4	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	11
区分 4	腹腔鏡下結腸結腸切除術（小範囲切除、結腸半側切除）	4
区分 4	腹腔鏡下試験開腹術	2
区分 4	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）	18
区分 4	食道裂孔ヘルニア手術（経腹）	0
区分 4	腹腔鏡下胆嚢摘出術	71
区分 4	腹腔鏡下虫垂切除術	14
区分 4	腹腔鏡下直腸切除・切断術	5
区分 4	腹腔鏡下人工肛門造設術	0
区分 4	卵管全摘除術（両側）（腹腔鏡によるもの）	5
その他	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
その他	経皮的冠動脈ステント留置術（その他のもの）	0
その他	経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対するもの）	0
その他	経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症に対するもの）	0
その他	経皮的冠動脈形成術（その他のもの）	0
その他	経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞に対するもの）	0



厚生労働大臣の定める揭示事項

保険外負担についてその利用日数に応じた実費の負担をお願いしています。(消費税込)
差額室料

病棟	部屋	部屋番号	負担額（１日）
４階	特室	４１８	７，７００円
	個室	４０１ ４０２ ４１３ ４１５ ４１６ ４１７ ４３０ ４３２	３，３００円
		４１０ ４１１ ４２１ ４２２ ４３１	５，５００円
６階	特室	６３６	１６，５００円
	個室	６０７ ６０８ ６３０ ６３１ ６３２ ６３３	５，５００円
		６０１ ６０２ ６１３ ６１５ ６２１ ６２２	３，３００円
７階	特室	７３６	１６，５００円
	個室	７０７ ７０８ ７１０ ７１３ ７１５ ７３０ ７３１ ７３２ ７３３	５，５００円
		７０２ ７１６ ７１７ ７２１ ７２２	３，３００円
８階	特室	８１１ ８１２	７，７００円
	個室	８０２ ８０３ ８０５ ８０６ ８２２ ８２３ ８２７ ８２８	５，５００円

初診、入院に関するもの		単位	金額
通算入院期間１８０日超 に係る選定療養入院費	一般病棟：急性期一般入院患者様	１日	２，３９０円
	一般病棟：特定入院患者様	１日	１，４５０円

診断書等

診断書等に関するもの	単位	金額
普通診断書	１通	１，６５０円
入院証明書（保険会社等へ提出するもの）	１通	６，０５０円
死亡診断書（証明書）	１通	５，５００円
臨床調査個人票（難病）・自立支援医療診断書	１通	４，４００円
障害年金診断書	１通	５，５００円
受診状況等証明書	１通	３，３００円
文書照会	１頁	５，５００円
証明書（原本証明・領収証明等）	１通	１，６５０円



厚生労働大臣の定める掲示事項

診療録等の開示・閲覧・謄写料金に関するもの

項目	単位	料 金
基本料金	30枚以内	1,100円
	30枚～100枚	3,300円
	101枚以上	5,500円
謄写コピー	1枚	11円
謄写フィルム	1冊	110円
フィルムコピー（1枚）	半切	440円
	大四つ切	275円
	CD-R（1枚）	1,100円
サマリー作成	1枚	5,500円
剖検記録	1枚	5,500円
医師立ち合い料	30分迄	3,300円
	1時間迄	5,500円
	以降30分毎	5,500円

その他保険外負担に関するもの

項目	単位	金額
死後処置料	一式	14,300円



鹿児島市医師会病院 病院感染対策指針

鹿児島市医師会病院（以下「病院」という）は、「患者様の意思と権利を尊重し、会員や地域の医療ニーズに応え、安全で質の高い誠実な医療を提供します」という病院の基本理念に基づき、患者の皆様と病院従業員（以下「病院職員」という）に、安全で質の高い医療を提供するための「病院感染対策」の基盤として、本指針を以下の通り定める。

病院感染対策に関する基本的考え方

- (1) 全ての職員が、病院感染対策は医療を安全に行うための最優先事項であるという認識を持ち、安全な医療環境の提供に努める。
- (2) 感染症発生の際には拡大防止のため、原因の特定と速やかに制圧、終息を図る。
- (3) 病院感染対策を全職員が把握し、遵守する。

病院感染対策のための委員会・分科会・検討会・感染管理室の設置に関する基本的事項

病院感染対策の周知および実施を迅速に行うため、病院内の各部門からの代表者で構成する感染対策委員会を設置する。また、感染対策委員会で決定した感染対策を各部署で実行するために、感染症対策分科会・看護部感染対策検討会を設置する。

- (2) 病院感染対策に関する病院全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど病院感染対策活動の中核的な役割を担うために、病院長直属の組織として感染管理室を設置する。

病院感染対策のための病院従業員に対する研修に関する基本方針

- (1) 病院感染対策の基本的考え方および具体策について、病院職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて病院職員の感染対策に対する意識向上を図る。
- (2) 病院職員研修として、全病院職員を対象に年 2 回研修会を開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修会の開催結果は記録を保存する。

病院感染発生状況の報告に関する基本方針

- (1) 日常的に当院における感染症の発生状況を把握するシステムとして、対象限定サーベイランスを必要に応じて実施し、その結果を感染対策に生かす。
- (2) 耐性菌・市中感染症等の院内発生に伴う病院感染拡大を防止するため、感染症の発生状況を感染対策委員会または、感染管理室を通じて全病院職員に速やかに周知する。

病院感染発生時の対応に関する基本方針

耐性菌、市中感染症等の病院内発生に伴う感染拡大を防止するために、感染症の発生状況を感染対策委員会または、感染管理室を通じて速やかに病院職員へ周知する。

患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 本指針は、患者または家族の求めがあった場合は閲覧できるものとする。
- (2) 疾病の説明とともに、感染制御の基本（手洗い・マスク着用）についても説明し、理解を得た上で、協力を求める。
- (3) 必要に応じて感染率などの情報を公開する。

病院感染対策推進のために必要な基本方針

- (1) 病院職員は自らが感染源とならないために、定期健康診断を年 1 回以上受診し、健康管理に留意する。
- (2) 病院感染防止のため、病院職員は「感染対策マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を遵守する。
- (3) マニュアルは必要に応じて見直し、改正結果は病院職員に周知徹底する。



厚生労働大臣の定める揭示事項

医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項

当院では医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取り組みを行っております。

【病院勤務医】の負担の軽減

1. 医師と医療関係職種及び事務職員等における役割分担
 - ・初診時の予診の実施・静脈採血等の実施・入院の説明の実施・検査手順の説明の実施・服薬指導等
2. 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
3. 交代制勤務の導入等
4. 医師の短時間勤務制度の活用

【看護職員】の負担の軽減

1. 看護職員と他職種との業務分担
 - ・薬剤師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等
2. 看護補助者の配置
3. 短時間正規雇用の看護職員の活用
4. 多様な勤務形態の導入
5. 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
 - ・院内保育所・夜勤の減免制度・半日/時間単位休暇制度・所定労働時間の短縮・他部署等への配置転換



個別の診療報酬の算定項目の分かる 明細書の発行について

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、当院では領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。

病名告知や患者様のプライバシーにも配慮するため、ご家族の方が代理で会計を行う場合の、その代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望しない場合は、事前に1階受付カウンター職員にお申し出ください。

鹿児島市医師会病院
病 院 長



敷地内禁煙について

当院は敷地内禁煙です
ご理解・ご協力のほど
よろしくお願いします



携帯電話の使用について

当院では、携帯電話の電波による医療機器等への影響やマナーを考慮して、下記のとおり制限して使用をする事を認めています。

1. ペースメーカー装着者は携帯電話をペースメーカー装着部位から22cm以上離して使用してください。
2. ペースメーカーを装着した人と接近した（22cm程度）となる可能性がある場合は携帯電話の電源を切るよう配慮してください。
3. 検査室・診察室・処置室等では携帯電話の電源を切って下さい。
4. 外来待合室等の指定した場所、病棟のディルूमでは使用可能ですが、他人の迷惑にならないよう配慮して下さい。
5. 輸液ポンプ・シリンジポンプ等のない個室の病室では使用可能です。
6. 多床病室では通話をする事が出来ません。ただし輸液ポンプやシリンジポンプ等のない病室でしたら無音でのメール等は使用可能です。



ご来院の皆様へ

当院では安全で質の高い医療を行う為には、患者様と医療機関との信頼関係が大切だと考えています。

そのため、当院では下記の行為をされた場合、診療をお断りする事や、院外退去を求める場合がありますのでご了承ください。

- 1 他の患者様や職員に対する暴言、暴力、威嚇行為、その他迷惑行為
- 2 病院内の設備等に対する器物破損行為
- 3 職員に対する文書作成等に関する強要行為や執拗な面会要求
- 4 その他、円滑な診療や業務を妨害する行為

「お心づかい」について

当院では、患者様・ご家族様からの「お心づかい」は一切受け取らない方針となっています。

患者様が元気になられて退院されるお姿が職員の励みとなりますので「お心づかい」等はされないようお願い申し上げます。

